

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前	変更後
第1章総則	
第1条(会員)	
3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。	3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに 第4条の2第4項に定めるWEBサービス等 、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
第2条(カードの貸与およびカードの管理)	
1.当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	1.当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。 また、会員は、カード(ただし、を貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
第4条(カードの機能)	
第4条の2 (WEBサービス等)	
	1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
	2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
	3.会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
	4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。
	5.会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら(ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。)を届け出るとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
	6.会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
	7.会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
第5条(付帯サービス等)	
4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。	4.会員は、 当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。
5.当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。	54. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
第6条(カードの有効期限)	
1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月(以下「有効期限月」という。)の末日までとします。	1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月(以下 「有効期限月」という。)の末日までとします(なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。))。
第9条(届出事項の変更)	
1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等(以下「届出事項」という。))について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、暗証番号、家族会員、 国籍、在留情報(会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。) 、Eメールアドレス等(以下「届出事項」という。))について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前		変更後	
第2章 個人情報の取り扱い			
第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)			
3.会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。		3.会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は 本規約末尾に記載のとおりです。次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。	
第3章 ショッピング利用、金融サービス			
第22条(ショッピングの利用)			
2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。))において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。		2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。))において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 所定の売上票に原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。 なお、JCBが認める場合には、 加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名やまたはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。	
3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。		3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および 売上票へ暗証番号の署名入力 を省略することができます。	
4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてののみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。))についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。		4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてののみ、加盟店に対してカードの提示、 暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。) 売上票への署名等 を行い、残額(署名暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。))についてはカードの提示、 売上票への署名暗証番号入力等 を省略することができます。	
7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。))が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。			
(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することができます。		(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める 操作本人認証手続き を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定 に定めるパスワードを誤って入力した場合、 その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合 、会員によるカード利用を一定期間制限することができます。	
第24条(ショッピング利用代金の支払区分)			
2.第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。		2.第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の 電子マネー加盟店の入金利用 、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。	
第4章 お支払い方法その他			
第34条(明細)			
1.当行は、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。))を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。))を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。		1.当行は、「 MyJCB 」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。))を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。))を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。	
2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を画面化したものをいう。以下同じ。))を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。))として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。))支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。		2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「 MyJCB 」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を画面化したものをいう。以下同じ。))を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。))として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。))支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。	
第38条の2(取引の制限等)			
		(5)会員が 在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)) の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合	
(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないときと当行が合理的に判断した場合		(56)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないときと当行が合理的に判断した場合	

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

● 当法人が法人税使用増徴税額と控除すべき法人税額他人法人増徴税額とは以下の表のとおりです。

当法人が法人税使用増徴税額	控除すべき法人税額他人法人増徴税額
DC	JCC、当法人増徴他人法人増徴セシター
JCC	DC、当法人増徴他人法人増徴セシター
当法人増徴他人法人増徴セシター	DC、JCC

削除

新旧対比表

HIROGIN Debit-JCB デビット会員規約

変更前	変更後
第1章総則	
第1条(会員)	
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくデビットカード利用(JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。	3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくデビットカード利用(JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、 第4条の2第4項に定めるWEBサービス等 および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
第2条(JCBデビットカード)	
4. 会員は、カード(ただし、 署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	4. 会員は、カードを貸与されたとき、 カードに署名欄(サインパネル)がある場合は 、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
第4条の2 (WEBサービス等)	
	1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。
	2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
	3.会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
	4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。
	5.会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら(ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。)を届け出るものとします。両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
	6.会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。 7.会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
第6条(カードの有効期限)	
1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月(以下「 有効期限月 」 という)の末日までとします。	1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。(なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下 有効期限月 という。)
第9条(届出事項の変更)	
1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員等(以下「届出事項」という。))について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、職業、家族会員、 国籍、在留情報(会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。) 等(以下「届出事項」という。))について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
第2章 個人情報の取り扱い	
第14条(個人情報の収集、保有、利用、預託)	
3. 会員等は、当行またはJCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。))が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は 本規約末尾に記載のとおりです 。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。	3.会員等は、当行またはJCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。))が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は 次のホームページにて確認 できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他	
第19条(デビットショッピングの利用)	
2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。))のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。	2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。))において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。))のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および 売上票への署名 を省略することができます。	3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および 暗証番号の入力 を省略することができます。

新旧対比表

HIROGIN Debit-JCB デビット会員規約

変更前	変更後
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。))についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 7. デビットショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。 (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。	4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。))についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。 (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。
第20条 (立替払いの委託)	
4. 本会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項または前項における当行、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第21条または第23条に定めるとおり当行に支払うものとします。	
第26条 (明細)	
1. 会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および「MyJ チェック利用者規定」にかかる特則を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。	1. 会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および「MyJ チェック利用者規定」にかかる特則に基づき、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。
第28条の2 (取引の制限等)	
当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(デビットショッピング利用、海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	
	(5) 会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合	(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合
第29条 (退会および会員資格の喪失等)	
4. 会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみにならず、本会員も含む。))は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	4. 会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみにならず、本会員も含む。))は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、(13)においては相当期間の未利用継続期間の経過後に、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
	(13) 当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家族会員によるデビット取引の未利用継続期間が相当期間(2年間以上)を超えたとき(なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします)。
	(14) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。
<共同利用会社>	
	本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社 JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社 JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供 ○株式会社 ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート 利用目的: 保険サービス等の提供
	2025年2月28日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。))。

新旧対比表

MyJCB利用者規定

変更前	変更後
前文	
	本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）またはJCB の提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という）から、JCB ブランドのカードまたはJCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。
第1条（定義）	
1.「会員」とは、(1) 株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2) JCB の提携するカード発行会社が発行するJCB ブランドのカード、またはJCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。	1.「会員」とは、カードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。
2.「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、JCB およびカード発行会社（以下、併せて「両社」という）が、両社所定のWeb サイト（以下「本Web サイト」という）において提供する第4 条の内容のサービスをいいます。	2.「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、両社が、両社所定のWeb サイト（以下「本Web サイト」という）において提供する第4 条の内容のサービスをいいます。
3.「利用登録」とは、会員が、他人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）およびJCB に対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。	3.「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4.「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。	4.「利用者」とは、利用登録が完了した会員をいいます。
5.「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たE メールアドレス、秘密の合い言葉（第2 条第6 項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。	5.「登録情報」とは、利用者が両社に届け出たE メールアドレス、秘密の合い言葉（第2 条第5 項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉およびワンタイムパスワード（第5 条第4 項に定めるものをいう）の総称をいいます。	6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5 条第4 項に定めるものをいう）および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。
	7.「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。 8.「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第5 条第5 項に定めるものをいう）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。 9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。 10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末のOS にかかるアカウントのID（以下「OS アカウントID」という）に紐づけることをいいます。
第2条（利用登録等）	
1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。	1. 利用登録の対象者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、E メールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。	2. 会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。
3. 本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure(TM) 利用者規定に同意するものとします。ただし、一部JCB の提携するカード発行会社の会員およびJCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。	3. 本サービスの利用登録がなされた会員は、併せてJ/Secure(TM) 利用者規定に基づくJ/Secure(TM) の利用登録もなされるものとします。ただし、一部JCB の提携するカード発行会社の会員およびJCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
4. 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、他人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。	4. 両社は、利用登録に際して、カードごとに、他人を特定する番号（以下「ID」という）およびパスワードを発行します。
5. ID を発行した時点で、利用登録の完了とします。ID の発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。	
6. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。	5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
7. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のID およびパスワードは効力を失うものとします。	6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のID およびパスワードは効力を失うものとします。
8. 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。	7. 利用者は、原則として、本サービスの利用を任意で中止することはできないものとします。ただし、両社が特に認めた場合には、この限りではありません。
第3 条（登録情報）	
利用者は、両社に登録したE メールアドレス等の登録情報の内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。	1. 利用者は、利用者が日常的にメール受信を確認することが可能なE メールアドレスを、両社に対して届け出なければならず、利用登録がなされている期間、両社、JCB またはカード発行会社から送信されるE メールを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持しなければならないものとします。 2. 利用者は、両社に届け出たE メールアドレスを変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

新旧対比表

MyJCB利用者規定

変更前	変更後
第 5 条（本サービスの利用方法）	
2. 利用者は、本Web サイトにおいてID およびパスワードを入力し(以下「 ログイン 」という)、 本規定等に従うこと により、本サービスを利用することができるものとします。	2. 利用者は、本Web サイトにおいてID およびパスワードを入力 する方法で認証を行って本Web サイトにログインすること (以下「 ログイン 」という)により、本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、 本サービスを利用 することができるものとします	3. 前項にかかわらず、両社は、 ログインに際して 、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、 ログイン することができるものとします。
	5. 利用者は、両社所定の方法によりパスワード登録がなされ、当該パスワード登録が有効である場合、前3項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証(以下の各号のいずれかの方法による認証をいう)が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスワード認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスワード登録は解除されるものとします。 (1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号(以下「パスコード」という)を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 (2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 (3) 前2号のほか、利用端末のOS を提供する事業者が定める認証方法 6. 利用者がMyJCB アプリにログインしようとする場合であって、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスワード登録を行っている場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。
5. 両社は、入力されたID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象ID のいずれか1つ およびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより 、すべてのおまとめ対象ID に係るカードに関して、 その入力者 を利用者本人と推定します。	7. 両社は、入力されたID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。 ただし、パスワード認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します(なお、パスワード認証は利用者がパスワード登録を行った利用端末以外の端末(以下「他端末」という)においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。) 。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象ID のいずれか1つ において本条に基づく認証がなされることにより 、すべてのおまとめ対象ID に係るカードに関して、 当該認証手続を行った者 を利用者本人と推定します。
第 7 条（利用者の管理責任）	
1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。 2. 利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 4. 利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。	1. 利用者は、自己の認証情報 (利用者がパスワード登録を行っている場合には、パスコードならびにOS アカウントID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。) が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。 2. 利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。 4. 利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。 5. 利用者はパスワード登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製(クラウドサービス上に保存する行為を含む)するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等(以下「クラウドサービス等」という)において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等(ID・パスワードを含むが、それに限られない。)を厳重に管理するものとします。 6. 利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
第11条（利用者に対する通知）	
1. 両社は、利用者が登録したE メールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、必要通知を除くE メールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 2. 両社が登録されたE メールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 3. 利用者は、 登録したE メールアドレスを常に受信可能な状態にすることとし、登録したE メールアドレスを変更する場合は、両社所定の方法で両社に届け出るものとします。当該届け出がないため 、JCB またはカード発行会社からの通知が到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。	1. 両社は、利用者が登録したE メールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、 両社が必要と判断する通知を除く E メールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 2. 両社が登録されたE メールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。 3. 利用者は 第3条に基づき届け出たE メールアドレス宛にE メールが受信していないか、適宜確認を行うものとします。また、利用者が第3条第1項および第2項に定める義務を遵守しなかったために 、JCB またはカード発行会社から利用者への通知が到着しなかった場合 または延滞した場合 といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情があり、 第3条第2項に基づく変更届出が遅延した場合はこの限りではないものとします。

新旧対比表

MyJCB利用者規定

変更前	変更後
第12条（個人情報の取扱い）	
1. 利用者は、両社がE メールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (4) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること (3) 市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること (4) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）	1. 利用者は、両社がE メールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (1) 本サービスを提供すること (2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること (3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること (5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
	2. 利用者のうちJCB が発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB 発行カード利用者」という）は、JCB がE メールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報およびJCB が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (1) JCB またはJCB が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB 発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること (2) JCB の公式SNS アカウント等を用いてJCB 発行カード利用者に対するJCB 発行カード利用者のJCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること
	3. JCB は、前項の目的のために、JCB 発行カード利用者のE メールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1) 号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Web サイト運営事業者等）および前項(2) 号の配信事業を行うSNS 事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者にJCB が指定した配信を行わせることができるものとし、JCB 発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCB から取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については https://www.globaljcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html にあらかじめ掲載します。また、JCB 発行カード利用者がhttps://www.globaljcb/ja/policy/privacy/stop.html に掲載する方法でJCB が前項(1) 号の目的でJCB 発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。	4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。
第15条（本規定の改定）	
両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。	1. 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。 2. 前項にかかわらず、利用者が第3条の義務を遵守していない場合、両社は、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本規定の改定を、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、本Web サイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。
附則	
	第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。
JCB デビット会員向け特則	
第2条（本規定の変更）	
1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。「1. 「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCB カード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」 2. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。「1. 両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。 (1) カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス (2) JCB の提供する、① J/Secure (TM)、②メール配信、③ MyJCB 優待、④その他のサービス (3) 両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス (4) その他両社所定のサービス」 3. 本規定第4条第3項の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。	1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。「1. 「会員」とは、カード発行会社が発行するJCB デビットカードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」 2. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。「1. 両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。 (1) カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス (2) JCB の提供する、① J/Secure(TM)、②メール配信、③ MyJCB 優待、④その他のサービス (3) 両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス (4) その他両社所定のサービス」 3. 本規定第4条第3項の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。
MyJ チェック利用者規定	
第1条（目的）	
本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJ チェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。	本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が第2条に定める「MyJ チェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。

新旧対比表

MyJCB利用者規定

変更前	変更後
第2条（定義）	
「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、 利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書(以下「ご利用代金明細書」という)の送付を受けている場合において、一定の条件を満たす場合にご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。	本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同等の意味を有します。 (1)「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める明細書の送付を受けないようにするサービスをいいます。 (2)「MyJ チェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。
第3条（対象会員）	
1. 本サービスを利用することができる者は、JCB およびカード発行会社(以下併せて「両社」という)が定めるものとします。 2. MyJCB 利用登録者を対象とします。	1. MyJCB 利用者規定に同意のうえ、MyJCB の利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。 2. 前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとします。
第5条（ご利用代金の明細等の通知）	
1. カード発行会社は、 両社が本サービスの利用を承認した利用者(以下「MyJ チェック利用者」という)に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上とします。	1. カード発行会社は、MyJ チェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJ チェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader とします。
2. 前項にかかわらず、 当面の間、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細(家族会員利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者は、カード発行会社がご利用代金明細書をMyJ チェック利用者へ送付することを承諾するものとします。 (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (2) コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合 (3) その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合	2. 前項にかかわらず、MyJ チェック利用者の明細(カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者の利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書をMyJ チェック利用者へ送付します。 (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (2) コンビニエンス払込票を使った収納代行による支払いを行っている場合 (3) MyJ チェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合 (4) その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合
5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金の明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。	5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によって明細の内容を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。
6. JCB は、MyJ チェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知(以下「確定通知」という)を、MyJ チェック利用者が申請したE メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとします。 (1) 確定通知が正しく受信されないことがあった場合 (2) 本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合 (3) その他両社が確定通知を送信すべきでないとして判断した場合 (4) 確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合	6. 両社は、MyJ チェック利用者の明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という)を、MyJ チェック利用者が届け出たE メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は明細確定通知を送信しないものとします。 (1) MyJ チェック利用者が届け出たE メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、正しく受信されないことがあった場合 (2) その他両社が明細確定通知を送信すべきでないとして判断した場合 (3) 標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0 円である場合
7. JCB は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金の明細の確認を行うことができるものとします。	7. 両社は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、明細確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。
8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請したE メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限りません。	8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請したE メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。明細確定通知を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限りません。
第6条（本サービスの提供終了）	
両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、 ご利用代金明細書を発送するものとします。 (1) 本規定のいずれかに違反した場合 (2) その他両社がMyJ チェック利用者として不適当と判断した場合 (3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません。	両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を送付するものとします。なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。 (1) 本規定のいずれかに違反した場合 (2) その他両社がMyJ チェック利用者として不適当と判断した場合 (3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一のカード番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません
MyJ チェック利用者規定にかかる特則	
第1条（本特則の適用）	
1. 本特則は、「MyJ チェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。 2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCB デビット会員規約が適用されます。	1. 本特則は、「MyJ チェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCB デビットカードの本会員(個人カードの場合)および法人会員(法人カードの場合)(これらを総称して以下「JCBデビットカードの会員」という)に適用されます。 2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCB デビット会員規約(個人カードおよび法人カードに適用されるそれぞれの会員規約を指す)が適用されます。
第2条（本規定の変更）	
1. 本規定第5条第2項から第4項の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。 2. 本規定第5条第6項(4)を以下のとおりに変更します。「(4)確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」 3. 本規定第6条の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。	1. 本規定第5条第2項から第4項の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。 2. 本規定第5条第6項(3)を以下のとおりに変更します。「(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」 3. 本規定第6条の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。
(MJ100001・20200331)	(MJ100001・20240301)

新旧対比表

J/Secure (TM) 利用者規定

変更前	変更後
第1条 (目的)	
	本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)およびJCB の提携するカード発行会社 (以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という。)が「両社の会員に提供する認証サービスであるJ/Secure(TM) の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure(TM) を利用するものとします。
第12条 (定義)	
1.「J/Secure(TM)」とは、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、およびJCB の提携するカード発行会社(以下、併せて「両社」という。)が提供する第3条の内容のサービスをいいます。 2.「J/Secure(TM) 利用登録」とは、会員がMyJCB 利用者規定第1条および第2条に基づきMyJCB への新規登録時またはログイン時に、併せて本規定に同意することにより、両社が当該会員をJ/Secure(TM) 利用者として登録することをいいます。ただし、一部のJCB の提携するカード発行会社の会員については、この限りではありません。 3.「J/Secure(e-TM) 利用者」とは、J/Secure(e-TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM) の利用の承認を得た者をいいます。 4.「J/Secure-ワンタイムパスワード(TM) 利用者」とは、J/Secure(e-TM) 利用者のうち、両社所定の「J/Secure-ワンタイムパスワード(TM)利用者規定」を承認のうえ、両社所定の方法でJ/Secure-ワンタイムパスワード(TM) の利用を申し込み、両社が承認した者をいいます。 5.「J/Secure(TM) 登録情報」とは、J/Secure(TM) 利用者がJ/Secure(TM) 利用登録時に申請した情報をいいます。 6.「J/Secure(TM) 参加加盟店」とは、両社所定の会員規約における加盟店(以下「加盟店」という。)のうち、当該加盟店の運営するWEB サイト(以下「加盟店サイト」という。)においてJ/Secure(TM) 利用者からカードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、J/Secure(TM) 利用者に対し、加盟店サイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトから遷移した両社のWEB サイト上において第4条に定めるパスワードの入力による両社所定の認証方式による認証手続(以下「認証手続」という。)を要求する加盟店をいいます。	本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約またはMyJCB 利用者規定におけるものと同様の意味を有します。 (1)「J/Secure(TM)」とは、両社が会員に提供する第4条等に定める認証サービスをいいます。 (2)「J/Secure(TM) 利用登録」とは、第3条に定める手続を行った会員について、両社が当該会員をJ/Secure(TM)利用者として登録することをいいます。 (3)「J/Secure(TM) 利用者」とは、J/Secure(TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM) の利用の承認を得た者をいいます。 (4)「J/Secure(TM) 参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行うおとするに際して、J/Secure(TM) による本人認証に対応した加盟店をいいます。 (5)「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM) 利用者がJ/Secure(TM) の認証手続を行うおとする際に都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいいます。 (6)「固定パスワード」とは、J/Secure(TM) 利用者がJ/Secure(TM) の認証手続を行うおとする際に利用する固定のパスワードをいい、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードを指します。 (7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。 (8)「MyJCB アプリ」とは、J/Secure(TM) 利用者がMyJCB アプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。 (9)「MyJCB アプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCB アプリを用いて行うJ/Secure(TM) の認証方法をいいます。
第23条 (J/Secure(TM) 利用登録等)	
1.J/Secure(TM) 利用登録は、MyJCB への新規登録時またはログイン時に表示されるJ/Secure(TM) 利用者規定への同意をもって完了とします。ただし、一部のカード発行会社の会員については、この限りではありません。 2.一部の提携カード発行会社の会員におけるJ/Secure(TM) 利用登録は、本規定に同意のうえ、JCB および一部のJCB の提携カード発行会社所定の方法により申請し、当該カード発行会社の承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。 3.J/Secure(TM) 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度J/Secure(TM) 利用登録を行った場合、従前のJ/Secure(TM) 利用登録は効力を失うものとします。 4.J/Secure(TM) 利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM) 利用登録を解除することができるものとします。	1.会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM) 利用者としてJ/Secure(TM) 利用登録されるものとします。 2.前項にかかわらず、両社は、会員によるJ/Secure(TM) の利用が不適当と判断した場合には、当該会員のJ/Secure(TM) 利用登録を認めない場合があります。 3.J/Secure(TM) 利用登録は、カードごとに行うものとします。なお、同一のカードについて再度J/Secure(TM) の利用登録を行った場合、従前のJ/Secure(TM) の利用登録は効力を失うものとします。
第34条 (J/Secure(TM) の内容等)	
第5条 (認証方法)	
	1.J/Secure(TM) の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。 (1) ワンタイムパスワードを入力する方法 (2)MyJCB アプリ認証を利用する方法 (3) 固定パスワードを利用する方法 2.前項にかかわらず、両社はJ/Secure(TM) の認証方法を追加または変更する場合があります。 3.J/Secure(TM) 利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によってJ/Secure(TM) の認証を行うか選択するものとします。ただし、J/Secure(TM) 利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、またはJ/Secure(TM) 利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、J/Secure(TM) 利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。 4.第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM) 利用者に対して事前に通知または公表のうえ(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM) 利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択しているJ/Secure(TM) 利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、J/Secure(TM) 利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。 5.ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM) 利用者が両社に登録したE メールアドレス宛にE メールを送信する方法、またはJ/Secure(TM) 利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなります。J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。
第46条 (J/Secure(TM) の利用方法等)	
1. J/Secure(TM) 利用者は、加盟店サイトにおいて、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、加盟店サイトから遷移した両社のWEB サイトの指示に基づき、次項のパスワードを入力し、認証手続を行わなければならないものとします。 2. J/Secure(TM) 利用者がJ/Secure(TM) において使用するパスワードは、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードとします。ただし、J/Secure-ワンタイムパスワード(TM) 利用者は、J/Secure-ワンタイムパスワード(TM) 利用者規定の定めに従い、J/Secure(TM) を利用の都度発行され、1 回限り利用できるワンタイムパスワード(J/Secure-ワンタイムパスワード(TM) 利用者規定において「J/Secure-ワンタイムパスワード(TM)」と定義されるものをいう。)を使用するものとします。(以下、MyJCB サービスのパスワードとワンタイムパスワードを併せて、「パスワード」という。)	1. 前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM) 利用者は、J/Secure(TM) 参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力者をJ/Secure(TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。 2. 前条第1項(2)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM) 利用者は、J/Secure(TM) 参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、MyJCB アプリを用いる両社所定の方法により、当該ショッピング利用を承認するものとします。両社は、MyJCB アプリにより当該ショッピング利用が承認されたことをもって、当該行為を行った者をJ/Secure(TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。

新旧対比表

J/Secure (TM) 利用者規定

変更前	変更後
3. 両社は、入力されたパスワードと予め登録されたMyJCB サービスのパスワード(ただし、J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者の場合はワンタイムパスワード)が一致しているか否かを確認し(以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。 4. 両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure(TM) 参加加盟店に通知します。 5. J/Secure(TM) 利用者は、本規定のほか、MyJCB 利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。)を遵守するものとします。	3. 両社は、前二項の認証結果をJ/Secure(TM) 参加加盟店に通知します。 4.J/Secure(TM) 利用者は、第1 項および第2 項の定めのほか、両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure(TM) を利用するものとします。
第 57 条 (J/Secure(TM) 利用者の管理責任)	
1.J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者には、J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者規定第6 条(J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者の管理責任)が適用されるものとし、本条は適用されません。 2. J/Secure(TM) 利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。 3. J/Secure(TM) 利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure(TM) 利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure(TM) 利用者には責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。 (1) J/Secure(TM) 利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合 (2) 故意・過失にかかわらずJ/Secure(TM) 利用者本人およびその家族、親族、同居人などJ/Secure(TM) 利用者の関係者による利用である場合 (3) カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合 (4) 前号の調査における、J/Secure(TM) 利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合 (5) カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60 日以内に、自己のパスワードの紛失・盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合	1.J/Secure(TM) 利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。 2.J/Secure(TM) 利用者は、自己が両社に登録したE メールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5 条第5 項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、E メールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。 3.J/Secure(TM) 利用者は、MyJCB アプリ認証において、MyJCB アプリを利用する端末がJ/Secure(TM) において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。 4.J/Secure(TM) 利用者がJ/Secure(TM) 参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第5 条および第6 条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員がJ/Secure(TM)利用登録をした場合であってもJ/Secure(TM) 利用者は引き続き、会員規約第2 条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。 5.J/Secure(TM) 利用者が第5 条第1 項(2) の認証方法を選択している場合であっても、同条第3 項または第4 項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
(6) 購入商品などが、カード発行会社に登録のJ/Secure(TM)利用者の住所に配達され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIP アドレスがJ/Secure(TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合 (7) J/Secure(TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合 (8) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合 (9) その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure(TM) 利用者本人の利用であると判断した場合	6.J/Secure(TM) 利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくはJ/Secure(TM) による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure(TM) 利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐欺等に遭い、それによりJ/Secure(TM) による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。 7. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りとし、
	8. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にMyJCB アプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第1 項から第4 項および(カード番号等の不正利用)第1 項から第7 項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM) 利用者が本規定もしくはMyJCB アプリ利用者規定に違反した場合は以下の(1)(2)(3) のいずれかに該当した場合((2) および(3) においては、MyJCB アプリに用いる端末の管理等に関するJ/Secure(TM) 利用者の故意または過失の有無を問わない。))には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項または(カード番号等の不正利用)第2 項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。 (1)MyJCBアプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき(ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure(TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。) (2)MyJCB アプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき (3)MyJCB アプリにおいてMyJCB アプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合
第 68 条 (J/Secure(TM) 利用者の禁止事項)	
第 79 条 (知的財産権等)	
第810条 (J/Secure(TM) 利用登録抹消の解除等)	
両社は、J/Secure(TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消することができるものと、また、当該利用者のJ/Secure(TM) のサービスの利用を制限することができるものとします。 (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合 (2) MyJCB の利用登録が抹消された場合 (3) 本規定のいずれかに違反した場合 (4) 利用登録時に虚偽の申告をした場合 (5) その他両社がJ/Secure(TM) 利用者として不適当と判断した場合	1. 両社は、J/Secure(TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、当該利用者のJ/Secure(TM)の利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM) のサービスの利用を停止することができるものとします。 (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合 (2)MyJCB サービスの利用登録が抹消された場合 (3) 本規定のいずれかに違反した場合 (4)J/Secure(TM) 利用登録時に虚偽の申告をした場合 (5) その他両社が J/Secure(TM) 利用者として不適当と判断した場合 (6) 第5 条第4 項に基づきJ/Secure(TM)利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合 2. 前項に基づき、J/Secure(TM) 利用登録が解除された場合またはJ/Secure(TM) のサービスの利用が停止された場合、当該会員はJ/Secure(TM) 参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。
第9 11条 (個人情報取扱扱い)	

新旧対比表

J/Secure (TM) 利用者規定

変更前		変更後	
第1012条（免責）			
4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM) 利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。 また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。		4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure(TM) 利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。	
第1113条（ J/Secure(TM) の一時停止・中止）			
第1214 条（ 本規定の改定）			
両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。		両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し(本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。	
第1315 条（準拠法）			
第1416 条（ 合意管轄裁判所）			
第1517 条（ 本規定の優越）			
J/Secure(TM) の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。 ただし、「J/Secure-ワンタイムパスワード(TM)利用者規定」は、本規定に優先します。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCB-またはカード発行会社」、「JCB-または(もしくは)両社」をJCBと読み替えるものとします。		J/Secure(TM) の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。	
(JS100000・20200331)		(読替規定) カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「両社」および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。 (JS100000・20250228)	

新旧対比表

個人情報の取り扱いに関する同意書（JCB）

変更前	変更後
3「個人情報の取り扱いに関する重要事項（JCB を選択した場合）」	
1. 個人情報の収集、保有、利用、預託	
(1) 本契約（本申し込みを含みます。以下同じ）を含む当行もしくはJCB または両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①～②の個人情報を収集、利用すること。	(1) 本契約（本申し込みを含みます。以下同じ）を含む当行もしくはJCB または両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①～⑨の個人情報を収集、利用すること。
	⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。 ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
(2) 以下の目的のために、上記（1）①～④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③の定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④の定める営業案内等について当行またはJCB に中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。	
④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
(3) 本契約に基づく当行またはJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、上記（1）①～②の個人情報を当該業務委託先に預託すること。	(3) 本契約に基づく当行またはJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、上記（1）①～⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
(5) 以下の当行またはJCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下、「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、上記（1）①～③の個人情報を共同利用すること。 ・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供のため ・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため	(5) 以下の当行またはJCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下、「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、上記（1）①～③の個人情報を共同利用すること。 ・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供のため ・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため
(6) 上記④⑤の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCB となります。	(6) 以下の当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①～③の個人情報を共同利用します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ ） (7) 上記⑤⑥の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

新旧対比表

HIROGIN Debit-VISA デビット会員規約

変更前	変更後
第3 条(デビットカードの発行と管理)	
7. 会員は、当行所定の年会費を支払わなければならないものとし、会員が支払った年会費については、事由の如何を問わず返還されないことを異議なく承諾するものとします。なお、年会費の支払いは、当行所定の時期に決済口座からの引き落としによるものとします。また、当行は当該年会費を会員に当行所定の方法で通知の上で変更する場合があります。 8. カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードは廃棄しますので、会員が利用を希望する場合には、改めてカードの申し込みが必要となります。 9. 本条第8項の規定は本条第6 項または第20 条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。 10. カードの発行は、当行、あるいは当行から委託を受けた第三者が行うものとします。	7. カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードは廃棄しますので、会員が利用を希望する場合には、改めてカードの申し込みが必要となります。 8. 本条第7項の規定は本条第6 項または第20 条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。 9. カードの発行は、当行、あるいは当行から委託を受けた第三者が行うものとします。
第18 条(退会等)	
	3. 当行が第3条、第4条にもつき送付したカードについて、会員が相当期間内において利用しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うことができるものとします。